

# 離島魅力発信事業業務委託仕様書（企画提案時）

## 1 委託業務名

離島魅力発信事業業務委託

## 2 事業目的

福岡市西区の離島（玄界島・小呂島）には、離島ならではの観光資源が存在しているものの、多くの方には認知されていない。また、水産業や医療・介護・保育等の担い手不足を解消し、地域コミュニティを維持するためには、島外の人材の活用などが求められている。

本事業では、観光資源などの魅力を発信することによる離島の認知拡大や、観光など島外との交流拡大に寄与するために、インフルエンサー等を活用した情報発信や島内案内サインのデザイン作成等を行うことにより、島づくりの推進を図るもの。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

※ 契約締結は予算の成立を条件とし、令和8年5月1日以降となる。

※ 本事業の実績が良好であると認められ、かつ令和9年度以降も本事業が継続されるときは、1回を上限として1年単位で契約を更新することがある（その場合、業務内容については、前年度の実施状況を踏まえて調整を行う。）。

## 4 業務概要等

### （1）全体概要

- ① 本事業の目的等を踏まえ、計画策定から効果検証まで、トータルで実施すること。なお、実施に当たっては、県外からの集客を促進する視点も取り入れること。
- ② 業務遂行に当たっては、島民と十分に協議を行い、本市の指示に従いながら進めること。また、本市の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。
- ③ 業務実施に当たり、必要となる費用（企画・助言費、資料作成・印刷費、通信費、交通費、滞在費等、本業務履行に係る一切の経費）は、全て本契約金額に含めること。

## 5 業務内容

### （1）全体事項

#### ① 全体スケジュールの作成

本業務委託事業の着手から完了までの全体スケジュールを作成すること。

※受託者が作成した案をもとに、本市との協議又は調整により決定する。

② 各種計画の作成

- ア) 効果的な全体計画及び業務内容毎の個別計画を作成すること。
- イ) 計画には各業務における目的やターゲット、準備スケジュール等の基本事項を記載すること。
- ウ) 運営体制や安全対策等、滞りなく本業務を実施するための実施体制や緊急時の対応策について記載すること。

③ 実施報告書の作成

- ア) 実施結果について記載すること。
- イ) 委託期間を通して記録した写真及び動画は、実施報告書に掲載するとともに、実施報告書に掲載していないものについても、本仕様書に特段の定めがない限り、電子データとして提出すること。

(2) インフルエンサー等を活用した情報発信

玄界島、小呂島それぞれの特性に合わせた影響力の高いインフルエンサーを玄界島においては2名以上、小呂島においては1名以上起用し、各島の魅力をPRする動画・写真等を投稿すること。なお、実施に当たっては、下記の条件を満たすこと。

① インフルエンサーについて

- ア) 各島の特性に合わせたジャンルのインフルエンサーを起用し、ターゲットの設定やコンセプトの設計、KPI等の目標値を明確にすること。
- イ) インフルエンサーの発信媒体はYouTube、Instagram又はTikTok若しくはそれらを組み合わせ活用し、インフルエンサーがその他SNSアカウントを所持している場合はそのアカウントの活用も検討すること。
- ウ) 情報発信はインフルエンサーが保有するアカウントで行うこととし、離島が有する地域資源や魅力を効果的に発信できるジャンル選定や内容とすること。
- エ) インフルエンサーの起用にかかる全ての予約や手配(食事、体験、保険、移動手段等)、同行は受託者が行うこととし、その経費は、全て本契約金額に含むものとする。

② 情報発信の対象者(ターゲット)等について

ア) 投稿のターゲット、回数、投稿テーマ及び撮影時期は以下の通りとする。なお、投稿のテーマは、投稿回ごとに設定し、以下記載のテーマは必須とする(組み合わせも可)。

	ターゲット		回数	テーマ	撮影時期
	共通	個別			
玄界島	居住地を問わず全世代(特に若年層から中年層)	ファミリー層(子育て世帯)	5回以上	旅、猫、釣り、交流(移住促進)	10月までの季節ごと
小呂島		離島を訪問することに関心がある層	1回以上	令和8年度オープン予定の食堂	食堂オープン後

- イ) 取材の企画は、インフルエンサー及び島民と協議しながら進めること。
- ウ) 過去3年以内に旅行や観光に強いインフルエンサーをキャスティングした実績があれば、企画提案書に示すこと。
- エ) 投稿はターゲットへ訴求する効果的なものを制作するとともに、拡散や視聴者の増加に効果的なサムネイルやハッシュタグ等を用いること。
- オ) 島公式ホームページ、公式Instagramなどの SNS や本市事業（デジタルプロモーション業務、SNS 発信業務）と連動し、情報の多面的な展開を図ること。（例：投稿文等で島公式ホームページや公式 Instagram のリンクを掲載する など）

#### 【参考】

玄界島公式ホームページ <https://genkaijima.com/info/>

玄界島公式 Instagram [https://www.instagram.com/genkaijima\\_official/](https://www.instagram.com/genkaijima_official/)

玄界島公式チャンネル <https://www.youtube.com/user/genkaijima>

小呂島公式ホームページ <https://oroisland.jp/>

小呂島公式 Instagram [https://www.instagram.com/oronoshima\\_official/](https://www.instagram.com/oronoshima_official/)

おろのしまチャンネル <https://www.youtube.com/channel/UCiZVKU8SpReilxjB6bfXTuw>

福岡市西区公式 Instagram (@f\_nishistagram) [https://www.instagram.com/f\\_nishistagram/](https://www.instagram.com/f_nishistagram/)

#### ③ 留意点

- ア) 写真などの引用については、撮影者の許諾を得て使用すること。
- イ) 撮影場所、出演者、音響、特殊効果等を使用する際に必要となる調整及び許認可等の手続きはすべて受託者が責任をもって行うこととし、その経費は、全て本契約金額に含めること。
- ウ) 広告配信を行う場合の費用は、本契約金額に含むものとする。
- エ) インフルエンサーが情報を発信する前に、法令及び社会規範に照らし、違反及び議論をよばないことを確認の上、本市に確認を求めること。

#### ④ 効果測定及び分析、報告

本市が今後行う効果的な情報発信のため、本業務において実施した投稿の閲覧数及びアクション数、コメント等のデータを本市の求めに応じて報告すること。また、取得したデータを基に分析を行い、その結果に応じて、今後の効果的な情報発信のあり方などを提案すること。

#### (3) 島内案内サインのデザイン作成等

実施に当たっては、下記の条件を満たすこと。また、本事業目的達成のために、予算の範囲内で追加提案（追加で作成可能な案内サイン）があれば提案すること。

##### ① 島内案内サインデザイン及び版下の作成

- ア) 島内案内サインは、玄界島、小呂島の観光動線やスポットなどを網羅した総合観光案内板、観光スポット毎に作成する観光スポット説明板及び各観光スポットまでの誘導サインとする。

- イ) 玄界島、小呂島、それぞれの観光スポット等の特色・魅力・雰囲気を醸し出すデザイン内容等とし、島内の回遊性の向上に寄与するため、デザインに統一のルール等を設けること。また、デザインを検討するに当たっては、島民と協議しながら進めること。
- ウ) 島内案内サインを作成する観光スポット等は、島民と協議の上決定すること。ただし、本市が提示する玄界島、小呂島、各島の観光案内マップに記載されている観光スポットについては、原則として島内案内サインの作成を必須とする。

## ② 島内案内サインの設置工法等の検討

玄界島、小呂島、それぞれの環境条件等を踏まえ、島内案内サインの耐久性、対候性や設置後の維持管理方法、費用等について比較し、最適な設置工法、場所及び材質を検討し、整理すること。

## ③ その他

- ア) 追加提案の実施可否については、本市と協議の上決定すること。
- イ) 過去3年以内に案内サイン等のデザイン、版下作成及び設置工事の実績があれば、企画提案書に示すこと。

## (4) 小呂島における島づくりの推進にかかる地元関係者との調整・協議の進行・運営

- ① 島づくりの推進にかかる関係者との協議の場を契約締結から6月までは計3回以上、7月以降は随時設け、実施すること。なお、5(5)との同時開催も可とする。
- ② 島のハード・ソフト両面の整備状況(島の持つ資源)なども踏まえた総合的な検討を島民と一緒にを行い、島民の考える島づくりの方向性を整理し、助言すること。
- ③ 協議結果は、協議実施後とりまとめ、本市へ報告すること。
- ④ 過去3年以内にまちづくりなどのコンサルティング業務を実施した実績があれば、企画提案書に示すこと。

## (5) 観光資源の洗い出しや磨き上げにかかる地元関係者との調整・協議の進行・運営

- ① 島民の理解を得て、島民と一緒に作り上げる事業とするため、各島の関係者との協議の場を随時設け、実施すること。ただし、市営渡船欠航等のため、現地で実施することが難しい場合は、リモートでの実施も可能とする。
- ② 観光資源の洗い出しや磨き上げを行う際には、島民と一緒にを行い、島民が主体となって観光地を作り上げるための助言や支援策を講じること。
- ③ 協議結果は、協議実施後とりまとめ、本市へ報告すること。
- ④ 過去3年以内に観光資源の洗い出しや磨き上げの業務を実施した実績があれば、企画提案書に示すこと。

## 6 提出資料

### (1) 業務計画書、企画書

契約締結から10日以内に制作し、本市の承認を得ること。

## (2) 完了報告書

業務完了後に、項目ごとに各種データや実施状況などをまとめた実績及び次年度以降の改善提案等を含めた完了報告書を提出すること。

## 7 成果品の提出

下記の提出資料・成果品についてはいずれも印刷物や現物とあわせて、電子媒体（CD-ROM 等）で納品すること。

なお、データを圧縮する場合は、圧縮前の容量は最大 4GB、圧縮後は 2GB 以下になるよう分割して圧縮すること。

### (1) 島内案内サイン制作物

#### ① 版下データ一式

イラストレータデータ及び PDF データ

#### ② 完成版データの印刷物（A3）

### (2) 記録写真・動画

#### ① 写真や画像データ

JPEG ファイル

#### ② 動画

MP4 及び WMV ファイル

※動画は広報素材として活用できるよう、尺 3 分以内、画面比率 16:9 と 9:16 の両方のサイズをバランスよく撮影すること。

### (3) その他書類等

PDF ファイル

## 8 著作権等の取扱い

### (1) 著作権者

本委託で受託者において制作し納品された成果品に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利をいう。）は、本市に帰属するものとする。また、本市が認める場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。

### (2) 権利関係の処理

① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他の全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は、全て本契約金額に含むものとする。

② 受託者は本市が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③ 第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④ 著作権等の取扱いについて、ここに記載のない事項については、本市と受託者で協議の上、

処理することとする。

## 9 受託者の責務

### (1) 関係法令上の責務

本業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守すること。

### (2) 守秘義務

#### ① 基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照。

#### ② 従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

## 10 再委託について

(1) 受託者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときにはこの限りではない。

(2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

(3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、本市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

## 11 その他

(1) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り全て受託者の負担とする。

(2) 本業務の目的達成のために福岡市が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、本市との協議の上、採択された企画提案書をベースに本業務仕様書の一部変更・修正を行うことができるものとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、本市と協議の上決定する。

## 「個人情報・情報資産取扱特記事項」

### 1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受託者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

### 2 定義

#### (1) 個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

#### (2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

#### (3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

#### (4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

#### (5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

### 3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 4 従業員の監督等

受託者は、その従業員に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法に規定する罰則が適用される場合があること
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること
- ・従業員の情報資産へのアクセス権限は、担当業務の内容に応じた最小限の権限に限定するとともに、取扱う情報資産の重要度に応じて複数人による確認の実施等を行うこと。

#### 5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

#### 6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### 7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

#### 8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

#### 9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

#### 10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認

があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

#### 11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

#### 12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、年に1回以上、原則として実地検査を行うほか、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

なお、実地検査を行うに当たっては、別添「個人情報・情報資産の委託先監督チェックリスト」により確認を行うものとする。

#### 13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

#### 14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

#### 15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。